

**国土交通省常陸河川国道事務所からのお知らせ  
台風・洪水に備えて**

台風や豪雨などにより河川が増水しやすい季節になりました。

震災により被害を受けた那珂川の堤防など応急的な補修を行いました。が、地表から見えない亀裂や、土の緩みがある恐れがあります。

大雨・洪水には例年以上の警戒が必要で

すが、一の河川のはらんに備えて、普段から避難先や避難ルートを、市役所が作成しているハザードマップでご確認ください。

また、堤防の崩れ・ひび割れ・漏水などを発見されましたら、次のいずれかへお知らせください。

○常陸河川国道事務所

TEL 029(240)4061

○那珂川上流出張所

TEL 0287(82)3365

雨量・水位情報につきましては、次のホームページか電話応答装置をご利用ください。

○常陸河川国道事務所

http://www.ktr.mlit.go.jp/

hitachi/index.htm

○川の防災情報

http://river.go.jp

○雨量・水位情報電話応答装置

TEL 029(240)4102

■問い合わせ

国土交通省常陸河川国道事務所

**台風シーズンを迎え樹木の適切な管理をおねがいします**

TEL 029(240)4061

○道路敷に樹木が張り出していませんか。

樹木が車道や歩道に倒れたり枝が折れて落下したために、通行人がけがをしたり車が破損した場合、被害者から損害賠償を請求される場合があります。

○樹木を適切に管理していますか。

樹木が道路を覆ったり、道路に張り出したりすると、車の視界をさえぎり事故の発生につながります。所有者または管理者の方には樹木の適切な管理をお願いします。

○次のような行為はしないでください。道路敷に看板やのぼり旗などを置いたりすると、街並みや景観が悪化するだけでなく、歩行者や車の通行のさまたげとなり、大変危険です。



■問い合わせ

栃木県大田原土木事務所

管理課

TEL (23) 6613

保全第一課

TEL (23) 6543

市道路維持課

TEL (23) 8717

**野外焼却禁止のお知らせ**

ごみなどの野外焼却は、法令など(廃棄物処理法・悪臭防止法・栃木県生活環境の保全等に関する条例など)により、原則禁止されています。

家庭から出たごみ・植木のせん定枝・落ち葉・農業用廃材などを、屋外(素掘りの穴・ドラム缶・簡易焼却炉など)で焼却することは、火災やダイオキシンなどの有害物質の発生、さらには節電対策のため窓を開けている家庭へ悪影響を及ぼすなど周辺住民の迷惑となります。

廃棄物処理法では、廃棄物を焼却した場合、「5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金又はこれらの併科」に処せられます。

ただし、社会の慣習上やむを得ない場合、または生活環境に与える影響が少ない場合は除かれます。

ごみは、市の指定袋に入れて、「燃やせるごみ」として指定日に、お住まいのごみステーションにお出しください。

なお、せん定した枝は、収集車に入

る大きさ(50cm程度)に切って、束ねて出すか、黒羽地区の亀久にありますが「緑資源リサイクル施設(54・0921)」に直接搬入するようお願いいたします。

なお、農業用廃材については、購入先にお問い合わせください。

《参考》

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物の焼却をしてはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

■問い合わせ

生活環境課環境政策係

TEL (23) 8706

土・日・祝日・夜間の漏水、水道工事に関する問い合わせは、「大田原管工事業協同組合」へ

●大田原・湯津上地区

TEL 090-7234-4462

●黒羽地区

TEL 090-2157-1513